



# トップアンドコア通信

【2023年4月号】

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第5回）があり、出入国在留管理庁より中間報告（たたき台）が公開されました。検討の大きな方向性としては『**技能実習制度を廃止**し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべき』のところ、「技能実習制度の人材育成機能は維持、プラス人材確保も制度目的に加え、実態に即した制度とする」と**技能実習制度は廃止されない**ことが明確となりました。

ただし、**転籍のあり方**については従来の「原則不可」から緩和する方向であり、外国人材のキャリアパスや監理団体・登録支援機関の機能・要件と同様、引き続き議論の行方を見守る必要があります。

## ● 給与明細、源泉徴収票の電子交付の事前承諾「みなし」【2023年4月1日～】

会社が「源泉徴収票」や「給与明細書」などを**電子交付**しようとするときは、**事前に従業員から承諾を得る**必要があります。この取り扱いについて、国税庁「令和5年4月源泉所得税の改正あらまし」により、以下の**みなし対応**が認められることとなりました。

**原則**：源泉徴収簿等を電子交付するにあたり、従業員に対し、**あらかじめ**、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、**電磁的方法又は書面で承諾を得なければならない**

**改正**：会社が電子交付の承諾を受けようとする際、会社が定める期限までに**従業員からの回答がない場合は、電子交付の承諾があったとみなすことができる**



## ● 前年と変更がない場合の「扶養控除等申告書」の記載【2025年4月1日～】

入社時、または毎年年末調整時に提出している「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、**内容に変更がなかった場合でも、新しい年に切り替わった時点でその年分として提出が必要**でした。そのため、年末調整の際には、本年分と翌年分の2枚を同時に提出させる会社も多くあります。

check !!



**原則**：その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに、**異動の有無にかかわらず、申告を行わなければならない**

**改正**：**前年の申告内容と異動がない場合**、記載すべき事項の記載に代えて**「異動がない旨」の記載とすることができる**

※ 「従たる給与についての扶養控除等申告書」についても、同様

## ● 裁量労働制に新たな手続きが追加【2024年4月1日施行】

2024年4月1日以降、新たに、または継続して**裁量労働制を導入するすべての事業場**で必ず、専門業務型裁量労働制の労使協定および企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規定に新たな対応が必要となります。

## 対応が必要な事項

### 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

専門型

企画型

#### 【専門業務型裁量労働制】

- ・本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める※1 必要があります。

(※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。)

#### 【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

- ・同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める※2 必要があります。

(※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。)

既に裁量労働制を導入している会社は**令和6年3月末までに**改正事項を追加し、**労働基準監督署に協定届・決議届の届出**を行わなければなりません。

#### <上記の他、**企画業務型裁量労働制にのみ**追加される事項>

- ・労使委員会に賃金・評価制度を説明する
- ・労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う
- ・労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する
- ・定期報告の頻度が「初回は6か月以内、その後、1年以内ごとに1回」に変更

#### <導入企業の割合（2022年調査）>

みなし労働時間制：14.1%

うち、事業場外

みなし労働時間制：12.3%

専門業務型裁量労働制：2.2%

令和4年就労条件総合調査より

## ●雇用保険の特定理由離職者の範囲が拡大【2023年4月以降の対象者へ適用】

離職した際に受給できる失業手当は、離職理由によって支給される日数が変わります。自己都合ではなく「やむを得ない理由」で離職された場合は「**特定理由離職者**」となり、一定の理由が定められています。

#### <追加になった離職理由>

配偶者から身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した人

このほか、会社が助成金を申請している場合に影響が出るものとして、以下のものがあります。本人が離職後に窓口で申告することで発覚する例が多くありますので、今一度、確認しておきましょう。

#### 離職の直前6か月間のうちに

※「特定受給資格者」に該当

- [1]いずれか連続する3か月で45時間、[2]いずれか1か月で100時間、
  - [3]いずれか連続する2か月以上の期間の時間外労働を平均して1か月で80時間を超える
- 時間外労働が行われたため離職した者

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP 丸-名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャルティ・ビヅネセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : [contact@topandcore.or.jp](mailto:contact@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

